

一時預かり事業をご利用の皆様

名張市 保育幼稚園室

幼児教育・保育の無償化の実施について

令和元年10月から子育て世帯の経済的負担軽減を図り、子育てしやすい環境整備を進めるため、幼児教育・保育の無償化を実施しています。3～5歳児まで及び0～2歳児の非課税世帯の保育所（園）、認定こども園、幼稚園に通う子どもたちの保育料が無償化されます。また保育所（園）等に通っていない方については、認可外保育施設や一時預かり事業、病児保育室、ファミリー・サポート・センターの利用料が、一定の要件のもと無償化の対象となります。

つきましては、下記の内容をご確認いただき、対象となる方は無償化にあたっての申請手続きを行っていただきますようお願いいたします。

記

1. 一時預かり事業が無償化になる対象児

- ①預かり保育のない認可外保育施設等に通っている保育の必要性のある3歳～5歳児
- ②在宅で保育の必要性のある3歳～5歳児
- ③在宅または認可外保育施設等に通っている、保育の必要性のある非課税世帯の0歳～2歳児

※すでに保育所・幼稚園・認定こども園に入園している方は対象外です

2. 制度概要

- ①認可外保育施設、病児保育、一時預かり、ファミリー・サポート事業を複数利用した場合は、すべての施設の保育料を合算し、3～5歳は37,000円、0～2歳児の非課税世帯は42,000円を上限として無償化の対象となります。
- ②「保育の必要性」の認定の要件については、就労等の要件がありますので、詳しくは裏面の問い合わせ先にお問い合わせください。

3. 申請手続等

一時預かり事業の利用料が無償化の対象となるためには、「保育の必要性」の認定を受ける必要があります。「認定申請書」の提出が必要です。「認定申請書」が必要な方は、保育幼稚園室に申し出てください。（申請はいつでも受付けています。）

なお、一時預かり事業の利用料が無償になるのは、認定後の利用分からとなり、認定前の利用については対象外となりますのでご注意ください。

4. 請求手続

利用施設の発行した領収書と提供証明書を、保育幼稚園室にご提出ください。
後日、上限額の範囲内で利用料が還付されます。



<下記に該当する場合、保育の必要があると認定されます>

保育を必要とする事由		認定できる期間
①	就労 保護者が日常、家庭外での仕事や、家庭内での家事以外の仕事をしているため、保育ができない場合 ※1か月48時間以上の労働	最長、就学前まで
②	妊娠・出産 母親が出産前後のため保育ができない場合	出産予定日4か月前から出産後6か月
③	保護者の 疾病・障がい 保護者が疾病、負傷または障がいがあるため、保育ができない場合	診断書の場合は記載された期間または年度末の短い方の期間 手帳の場合はその期間
④	看護・介護 同居の親族に長期にわたる病人や、障がいのある人がいて、保護者がいつもその看護・介護にあたっているため保育ができない場合	診断書の場合は記載された期間または年度末の短い方の期間 手帳の場合はその期間
⑤	災害復旧 火災・風水害・地震などの災害によって家を失い、または破損し、その復旧のため、保育ができない場合	災害復旧まで
⑥	求職活動 求職活動(起業準備を含む)を継続的に行っている場合	最長90日間
⑦	就学 就学している場合(職業訓練校等における職業訓練を含む)	学校等に通っている期間
その他、上記に類する状態として市長が認める場合		市長が認める期間

<問い合わせ先>

名張市 福祉子ども部 保育幼稚園室

電話 0595-63-7919